国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田嶋要提出電気事業法改正案の融資制度に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

又同日内閣を経由して公正取引委員会委員長茶谷栄治から、次の報告書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和七年度公正取引委員会年次報告書

又同日内閣を経由して日本銀行総裁植田和男から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参議院

質問主意書転送

六月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五四号）

会計年度任用職員に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）

昭和百年記念式典に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

報告書受領

六月二十二日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和七年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　宏高

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十一日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事西村公雄は六月十九日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する

鈴木　敏文

（防衛医科大学校名誉教授）

永田　一郎

従四位に叙する

山口　茂樹

臼井　秀樹　藤井　充

従五位に叙する（各通）

引田　英男

長岡　喜勇

平松　正司

堀　弘

正六位に叙する（各通）

小倉　大藏

泉川　妙子

影山　實

菅野　秀樹

酒井　浩人

（防衛技官）

迫田三千年

高木　朝司

山田　新策

和田　健

従六位に叙する（各通）

大矢　延利

藤尾　育造

正七位に叙する（各通）

作本　幸男

佐藤　淨治

従七位に叙する（各通）（以上五月十八日）

山本　昭市

篠田　泰直

従四位に叙する

川口　渉

正五位に叙する（各通）

森松　達男

従五位に叙する

大庭　紀元

岩崎　博之

杉山　芳明

表　紀子

正六位に叙する（各通）

市川　修一

忍足美代子

川波　資

山田　悦夫

従六位に叙する（各通）

天笠　紀男

正七位に叙する（各通）

土屋　哲一

従七位に叙する（以上五月十九日）

（経済産業技官）

山口　博

原　賢一

従四位に叙する

黒川　宙

西　正美

正五位に叙する（各通）

中島　淳夫

澤邉　博

田口　數夫

西尾　嘉見

宮澤　正三

山田　清和

正六位に叙する（各通）

陶山　一郎

木村　忠

小松　忠孝

寺西　功

祖父江重一

玉城　英信

長澤　三男

吉田　勝

従六位に叙する（各通）

茂田　仁助

従七位に叙する（以上五月二十日）

久保　敏哉

従五位に叙する（五月二十三日）

佐原　忍

従五位に叙する（五月二十四日）

金丸　増男

従五位に叙する（五月二十七日）

○叙勲

平松　正司

臼井　秀樹　菅野　秀樹

藤井　充　藤尾　育造

作本　幸男

瑞宝単光章を授ける（以上五月十八日）

表　紀子

忍足美代子

市川　修一

山田　悦夫

森松　達男

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月十九日）

黒川　宙

原　賢一

（経済産業技官）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

祖父江重一

中島　淳夫

山田　清和

吉田　勝

瑞宝双光章を授ける（各通）

中井　通隆

玉城　英信

茂田　仁助

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十日）

長崎　健一

瑞宝双光章を授ける（五月二十一日）

久保　敏哉

瑞宝双光章を授ける（五月二十三日）

藤井　光英

佐原　忍

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ルクセンブルクの国祭日につき、六月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年６月24日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）

埼玉県Ａ

（変更前の登録実施機関の名称）

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

（変更後の登録実施機関の名称）

一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会

（登録実施機関の住所）

埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階

（登録実施機関の代表者名）

三上　秀樹

（変更前の登録事務等を行う事務所の名称）

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

（変更後の登録事務等を行う事務所の名称）

一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会

（登録事務等を行う事務所の所在地）

埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階

（登録番号）

さいたま―２号

（変更年月日）

令和８年６月17日